

【 協 議 事 項 】

- 1 平成 22 年度介護保険運営協議会の運営について・・・1 頁

1 平成 22 年度介護保険運営協議会の運営について

(1) 開催日程等について

- ア 開催日程については、あらかじめ年間スケジュールを確定したうえで、進めていくこととする。
- イ 地域密着型サービス部会については、介護保険運営協議会と同日開催とする。

(2) 会議内容（議事）について

ア 計画の進行管理について

- 第 5 次計画期間において、特に重点的に対応すべきものとして位置づけている「最重点施策」については、各施策の推進状況等に関する報告を受けながら、進行管理を行っていくものとする。
- その他、計画の進行管理のために必要な案件については、委員等からの提案を基に適宜会議の中で決定し、協議していくものとする。

イ 地域包括支援センター運営に関する進行管理について

- 地域包括支援センターの管理運営については、介護サービスの利用者、第 1 号若しくは第 2 号被保険者、学識経験者、地域団体からなる、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、公正、中立な運営を確保することとされており、本市においては、当該協議会を介護保険運営協議会の機能として位置付けている。
- 「地域包括支援センターの機能の充実」は、第 5 次計画の「最重点施策」のひとつとして位置づけていることから、その都度当該センター職員の会議出席を求め、今年度の地域包括支援センターに係る事業計画及び実績等について、適時報告・協議を行いながら、進行管理を行っていくものとする。

ウ 地域密着型サービス部会における協議内容の報告について

- 今年度の地域密着型サービス部会における協議内容等については、適時部会から報告を受けていくものとする。

(3) その他

- ア 会議資料は、各委員に事前送付することを原則とする。
- イ 事前配布資料の内容についての質問及び確認等については、委員からの照会（ファックス等）を受け、回答することとする。
- ウ 事前配布資料については、原則会議当日の事務局説明を省き、委員間の実質的な協議の時間の確保に努めるものとする。
- エ また、高齢者の状況、要介護（支援）認定の状況、一般高齢者サービスの利用状況、地域包括支援センターの運営状況等については、従前の通り資料配布による報告を受けながら、進行管理を行っていく。